

第十九回 参議院法務委員会會議録第二一號

昭和二十九年二月十二日(金曜日)午後一時二十八分開会

委員の異動

一月二十五日委員補見義男君辭任につき、その補欠として宇垣一成君を議長において指名した。

一月二十七日委員大達茂雄君辭任につき、その補欠として加藤武徳君を議長において指名した。

二月十日委員赤松常子君辭任につき、その補欠として田畑金光君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 小野 義夫君
宮城タマヨ君
龜田 得治君

委員

青木 一男君
中山 福藏君
三橋八次郎君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

國務大臣

法務大臣

政府委員

事務局側

説明員

法務大臣官房調査課長 位野木益雄君

中央更生保護 土田 豊君
審査会委員長
最高裁判所長官 岸上 康夫君
代理者(事務総 局長) 岸上 康夫君

本日の會議に付した事件

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

(今国会提出予定法律案に関する件)(裁判所の二十九年度予算に関する件)(戦争犯罪人の釈放及び減刑等に関する件)

○委員長(郡祐一君) 只今より法務委員会を開会いたします。

先ず訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、予備審査、本法律案につきまして法務大臣から提案理由の説明を願います。

○國務大臣(大養健君) 只今議題になりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

執行吏は、御承知の通り、一般公務員と同様に恩給を受けることになつており、その年額は執行吏の手数料に対する国庫補助基準額、即ち執行吏が一年間に収入した手数料がその額に達しないときに国庫からその不足額を支給するための基準になつてゐる金額を俸給額とみなして算出することになつて

おります。而してこの執行吏の国庫補助基準額は、昭和二十七年十一月一日以降は一般公務員の給与の増額に伴い、一万二千八百二十円ベースによる十萬八千円になりましたので、同日以後に給与事由の生じた執行吏については、この増額された国庫補助基準額を俸給額とみなして算出した恩給年額を支給されることになつたわけであり、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏については増額されないままになつてゐる次第であります。ところが、一般公務員につきましては、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律即ち昭和二十八年法律第五十七号によりまして、昭和二十八年十月分以降は、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給についても一万二千八百二十円ベースへの給与の増額に応じ恩給年額計算の基礎となる俸給額が増額されておりますので、執行吏につきましてもこれと歩調を合せ、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給についても昭和二十八年十月以降の分を増額する必要があるものであります。

これがこの法律案を提出する理由であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(郡祐一君) 只今説明を聴取いたしました本法律案についての御質疑は、本日直ちにお願いしてもよろしくございませうが、法案の検討を願ひまして、次回以降の委員会で御質疑を願ひます。

○委員長(位野木益雄君) 今国会に提出予定法律案について政府委員の説明を聴取いたします。

○説明員(位野木益雄君) 今国会に提出を予定いたしております法務省関係の法案について簡単に御説明いたします。お手許に刷物が参つておるかと思ひますが、その順序で御説明をいたします。

先ず最初に民事訴訟法の一部を改正する法律案であります。これは最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律というものが現在ございまして、本年五月末でこの有効期限が終るといふことになつておりますので、その善後措置といたしまして、上告裁判所の負担の調整等を図るために、民事訴訟法に所要の改正を加えようとするものであります。

その次は、民事訴訟用印紙法の一部を改正する法律案、これは現在の経済情勢から見まして、民事訴訟用印紙法の印紙の額が適当でない部分がございまして、これを改正しようというのであります。例えば訴状に貼用する印紙が、その刻み方が古い貨幣価値の時代にできたものでありますから、非常に不合理なので、それを是正しようといふのであります。それから又いろいろ申立てとか申請とかございしますが、その場合に貼用すべき印紙の額等もこれを是正しようといふことを考へておる次第でございませう。

その次に、裁判所法の一部を改正する法律案、これはこの前の民事訴訟法の一部を改正する法律案と関連連したものであります。裁判所の間の負担の調整を図るために簡易裁判所における民事の事物管轄の範圍を拡張しようといふのを主たる内容としたのであります。現在三萬円以下の少額の民事事件が簡易裁判所の管轄に属してありますが、これを相當額値上げしようといふわけでありませう。

それからその次は、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、これは只今提案理由の説明のありましたものであります。それからその次は下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、これは内容は、行政区画の変更に伴ひまして、簡易裁判所の管轄区域を若干変更することが必要なものが五、六カ所ございまして、その手入をしようといふのと、先般奄美群島の復帰に伴ひまして、奄美群島に設立されております簡易裁判所、これをこの法律に基いて設立するといふことになつたものであります。

それからその次は裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、これは今回政府の一般職員につきまして行政整理を行うことになつて、その關係法案が今国会に提出されることになつ

てゐる。而してこの執行吏の国庫補助基準額は、昭和二十七年十一月一日以降は一般公務員の給与の増額に伴い、一万二千八百二十円ベースによる十萬八千円になりましたので、同日以後に給与事由の生じた執行吏については、この増額された国庫補助基準額を俸給額とみなして算出した恩給年額を支給されることになつたわけであり、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律即ち昭和二十八年法律第五十七号によりまして、昭和二十八年十月分以降は、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給についても一万二千八百二十円ベースへの給与の増額に応じ恩給年額計算の基礎となる俸給額が増額されておりますので、執行吏につきましてもこれと歩調を合せ、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給についても昭和二十八年十月以降の分を増額する必要があるものであります。

これがこの法律案を提出する理由であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(郡祐一君) 只今説明を聴取いたしました本法律案についての御質疑は、本日直ちにお願いしてもよろしくございませうが、法案の検討を願ひまして、次回以降の委員会で御質疑を願ひます。

○委員長(位野木益雄君) 今国会に提出を予定いたしております法務省関係の法案について簡単に御説明いたします。お手許に刷物が参つておるかと思ひますが、その順序で御説明をいたします。

先ず最初に民事訴訟法の一部を改正する法律案であります。これは最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律というものが現在ございまして、本年五月末でこの有効期限が終るといふことになつておりますので、その善後措置といたしまして、上告裁判所の負担の調整等を図るために、民事訴訟法に所要の改正を加えようとするものであります。

その次は、民事訴訟用印紙法の一部を改正する法律案、これは現在の経済情勢から見まして、民事訴訟用印紙法の印紙の額が適当でない部分がございまして、これを改正しようというのであります。例えば訴状に貼用する印紙が、その刻み方が古い貨幣価値の時代にできたものでありますから、非常に不合理なので、それを是正しようといふのであります。それから又いろいろ申立てとか申請とかございしますが、その場合に貼用すべき印紙の額等もこれを是正しようといふことを考へておる次第でございませう。

その次に、裁判所法の一部を改正する法律案、これはこの前の民事訴訟法の一部を改正する法律案と関連連したものであります。裁判所の間の負担の調整を図るために簡易裁判所における民事の事物管轄の範圍を拡張しようといふのを主たる内容としたのであります。現在三萬円以下の少額の民事事件が簡易裁判所の管轄に属してありますが、これを相當額値上げしようといふわけでありませう。

それからその次は、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、これは只今提案理由の説明のありましたものであります。それからその次は下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、これは内容は、行政区画の変更に伴ひまして、簡易裁判所の管轄区域を若干変更することが必要なものが五、六カ所ございまして、その手入をしようといふのと、先般奄美群島の復帰に伴ひまして、奄美群島に設立されております簡易裁判所、これをこの法律に基いて設立するといふことになつたものであります。

それからその次は裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、これは今回政府の一般職員につきまして行政整理を行うことになつて、その關係法案が今国会に提出されることになつ

ておりますが、それに応じまして裁判所の職員の定員も或る程度減少させることになるかと思ひますので、その関係の改正を行おうとするのが主たる内容であります。そのほか若し間に合いますれば、奄美群島の復帰に伴う職員の増員ということもこの中に或いは織込まれることになるかと存じます。

その次は弁護士法の一部を改正する法律案、これは主として現在の弁護士法に規定しております外国人の弁護士に関する制度を正しようというものであります。或いはこれは従前の経過に鑑みまして衆議院の議員提案とすることになるかも知れないと思ひます。

それからその次は刑法等の一部を改正する法律案、これはこの前年の十六国会でございましたが御審議を頂いて成立いたしました刑法等の一部を改正する法律案に続くものであります。この前は二度目の執行猶予中という内容の法案でありましたが、今度は初度目の執行猶予者に対しても保護観察を付し得るようにならうかというのであります。御承知の通り、この前には、当初の政府の提案では、初度目の執行猶予者に対しても保護観察を付し得るというふうにしたいという事になつておつたのであります。が、国会で修正になりました。もう一度この次まで研究して出したらどうかというふうなこともございましたので、今度提出いたしておる次第であります。

その次は、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、これは中央更生保護審査会の委員が現在定員三名になつ

ておりますが、なおこの構成を強化して法律家等も入れたいということから五名に増員したいというのがその内容であります。

それからその次の執行猶予者保護観察法案、これは刑法等の一部を改正する法律案の改正に関連するものであります。執行猶予者に対する保護観察のための特別の方法を新たに定めようとするものであります。これもこの前の国会における御意見を反映いたしました立案いたしましたのであります。

その次は、交通事件簡易処理法案、これは法案の名前が変更まして交通事件即決裁判手続法案ということになるかと思ひますが、これは現在交通関係の刑事事件が非常に増加いたしております。その処理に忙殺されておるの

であります。それが国民のためにも非常に御迷惑になつておるようなことが多いためです。何回も警察、検察庁、裁判所等に頭を命ぜられるというふうなことで、手続をもう少し簡素化した、で刑事訴訟法の特例として簡易手続を定めようというのであります。これはもうすでに或いは国会に提案になつたか、今明日あたりになりま

すか、最近に御審議を仰ぐことになると思ひます。

その次は、法務省設置法の一部を改正する法律案、これは外国人の出入国の煩雑な個所に入国管理事務所の出張所を数箇所新設しようというのがその内容であります。

それから次に、外国人登録法の一部を改正する法律案、これは外国人登録の際に指紋を取ることになつておるのであります。費用の関係等からその指紋を取るといふ規定の実施が今まで延

期されておつたのであります。ところが今年もそれが困難だということから、もう一年その施行を延期したいというのがこの内容であります。

なお他に或いは一、二加わつて提案されることになるかも知れないものがございますが、その内容等はまだはつきりいたしておりません。

簡便であります。説明を終らして頂きます。

○委員長(郡祐一君) 只今の説明に對しまして御質疑ございましたら、御質疑を願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 未提出のもの数件、大體予定されたものがおわかりになつていたら件名だけでいいですから明らかにしてもらひたい。

○説明員(位野木益雄君) 他の予定法案といたしましては、司法警察職員の懲戒処分手続に関する法律案、これは御承知のように現在刑事訴訟法の第九十四条でございまして司法警察職員に対して懲戒処分の請求ができるという規定がございまして、これの手続規定が今までございまして、この手続で、今度それを制定したらどうかというのを考えておるのがございまして、それから民事関係といたしましては利息制限法の改正、或いは動産担保関係の法案というものの改正について研究いたしておるのでございますが、これはまだ法案を得るかどうかが現在のところ未定であります。なお他省関係で法務省に關係するものとしたしましては投資機關の取締に関する法案というふうなものもございまして、これ等もまだ法案を得ておりませんので、なおしばらく時間がかかるというふうに考へます。

○亀田得治君 機密保持に関する法律といふんですか、その關係のものはどういふふうになつていますか。

○説明員(位野木益雄君) これは法務省の主管としては提案をするというところは恐らくないのじやないか、出るといたしますれば保安庁の關係で出るのじやないかといふふうな考へております。

○亀田得治君 只今の機密保持の問題は、保安庁の關係で出るのじやないかといふお話ですが、その法律が適用される対象は人権といふ問題に關連する重要な問題であると思ひます。それでただ兵器の秘密だから保安庁關係でやるんだといふのは、考え方としては了解できる点もあるが、結果から見れば少しかしいように思ふのですね。だからその取扱ひ委員會なり又提出の責任の省ですね、こういうところは少し検討する必要があるのじやないかと私は思つておるのです。そういう点は何か少し検討されておるのですか。もう兵器の秘密だから保安庁主管だ、そういうふうな簡単なことで處理されておるのですか、どうでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) 御指摘のようには内容によつては相當法務省として重大な關心を持たざるを得ない。むしろ或いは主管の省として法案を考へるという必要もあり得る場合があるかと思ひますが、現在までの段階では従前の政府内部のいろいろの法案の主管の取扱ひについての慣例とか、そういうふうなことから見まして保安庁の主管として立案されるのが適當じやないかといふので、そういう方法で今までは進んで來ておる。併しながら法務省としてもできるだけの助力をするといふ

ふうなことを考へて又やつておる次第であります。委員會のほうも、これは国会のほうでは然るべく合同審査等の方法も考へられます。現在のところはそういう建前で進んで差支えないんじやないかといふふうな考へております。

○委員長(郡祐一君) 他に予定法案についての御質疑ございましたら。

○羽仁五郎君 今の亀田委員からもそういう御意見があつたのですが、法務省の提出の法律案では直接なくとも、人権などに關する法律案といふものについては、やはり我々としてはそれに関心を常に持つていたいと思ひますので、適當の機会にそういうふうな問題、最近のいろいろな立法或いはその他いろいろな出来事に関係する人権の問題について法相から説明を聞き、又我々も質疑をしたいと思ひますので、適當にお取計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(郡祐一君) 承知いたしました。私からも一言伺ひますが、例えば今お話の中に、他省との關連法案の中に、警察制度といふことは言うておられませんが、警察制度について私は私どもも人権擁護の建前から、又司法警察といふものをどのような地位に置くことが最も適當であらうかというふうな重大問題があるように考へるの

であります。司法警察職員の懲戒処分手続法等もそういうお考えかたで或いは用意されるのじやないかと思ひますが、それで今各委員から御指摘のありました法律等については、法務省もすでに他省との間に或る程度の意見は交換されておると思ひますから、法務省が率直にこういう点に特に重點が置かるべきであり、こういう点に或い

ふうなことを考へて又やつておる次第であります。委員會のほうも、これは国会のほうでは然るべく合同審査等の方法も考へられます。現在のところはそういう建前で進んで差支えないんじやないかといふふうな考へております。

は問題があるというようなことは、それそれ主官の局長等出席されて適当な機会に本委員会に説明をして欲しいと思います。

○説明員(位野木益雄君) 承知いたしました。

○委員長(野村一君) それでは法案について別に御意見ございませぬければ、裁判所と法務省の昭和二十九年予算に關して説明を聴取いたしたいと思ひます。先ず裁判所側から二十九年予算に關する説明をお願いします。

○説明員(岸上康夫君) それでは私から二十九年裁判所所管予算のあらましを御説明申し上げます。

二十九年の裁判所所管の予算額の總計は八十六億九千七百二十五万五千円というのでございまして、二十八年の予算と比べますと、二十八年度は補正予算要求額も含めまして總予算額が八十五億二千六百四十万五千円でありまして、結局一億七千八百五十万円というものが増になつております。

その内訳のうちで主なものと思はれるものを拾つて申し上げますと、先ず第一は最高裁判所及び下級裁判所の機構の維持、それから経常的な行政事務を行うための経費といたしまして六十九億五千三百八十一万二千円が計上されておりますが、これを更に組織別に分けますと、最高裁判所の分が八億三千九百九十五万三千円、高等裁判所の分が五億六千六百三十三万八千円、地方裁判所の分が四十一億一千八百二十一万九千円、家庭裁判所の分が十四億三千五百五十万二千円とあります。

それから次に、裁判官、司法修習生、裁判所書記官その他の裁判所職員の人

格の向上、それから司法に關する理論及び實務の研修のための経費、それから裁判所書記官の調書作成の能率化を図る目的で、従来の要領筆記の方法に代えてステノタイプライターによる速記方法を裁判所職員に修得させるための経費といたしまして合計二億八千五百六十三万九千円を計上してあります。

第三は、労働事件、公安事件等の審理における法廷闘争に對処し、法廷の秩序を維持し、審判の迅速、適正な処理を行うための法廷整備を強化する必要の経費といたしまして六百六十七万七千円を計上してあります。

第四は、国選弁護人の報酬、証人、鑑定人及び調停委員等に支払う旅費、日当その他裁判に直接必要な経費、いわゆる裁判費と称してあります。その分として一億二千八百四十二万四千円を計上してあります。

第五は、裁判所関係の營繕工事費として、新營費が二億四、施設整備費が三千万円、合計二億三千万円が計上してあります。

六番目といたしまして、裁判所法の規定によります裁判所の予備費といたしまして八百万円、これを計上してあります。以上が重要だと考えられます経費でございまして。

なおそれに附加しまして、裁判所関係の予算と国の予算というふうなものとの比較、或いは裁判所予算の内部的な若干の比較というふうなものを御参考までに申し上げますと、裁判所予算概況という刷り物をお手許に差上げてございしますが、それに基いて申し上げます。

昭和二十三年度から二十九年まで毎年の各年別に国の總予算額と裁判所

總予算額との比率を先ず申し上げます。それによりますと、二十三年度が〇・五二、その後少しづつ増えて参りまして、二十六年度が〇・九八、二十七年度が少し減りまして〇・八三、二十八年度も同様〇・八三、二十九年度が〇・八七、こういう比率に国の總予算との関係においてなっております。

それからその右のほうは、裁判所の予算額の中の経費の種類別でございしますが、大體人件費、物件費、裁判費、營繕費というふうに分けてございまして、それが裁判所の所管の予算の全体のうちのどれほどの率を占めておられるかどうかという比率でございまして、これによりますと、最初の人件費のところは二十三年度は三八、その後逐次増えまして二十九年度は七五、物件費の系統は逆に二十三年度は二七が漸次減りまして、二十九年度は九減少しておるわけですね。裁判費のほうは二十三年度は一三、その後少し増えて二十五年度は一九、二十六、二十七年と少し減りまして二十九年度は一三という数字であります。營繕費のほうは二十三年度が二三、その後漸次減少の一途を辿りまして、二十九年度は三、こういう数字でございまして。

それからもう一つ同じような分け方で二十八年度の予算額と二十九年度の予算額とを比較した表をもう一つお配りしましたのですが、裁判所所管二十九年予算額前年度比較表という刷り物でございまして、これによりますと、前年度との比較でございしますが、總額は前年度が八十五億二千六百四十五万五千円に對して二十九年度が八十六億九千七百二十五万五千円、結局二%の増になつております。それを内訳

といたしまして只今申しました人件費、旅費、庁費、裁判費、營繕費というふうに分けて比較してみますと、人件費においては七・八%の増、これは主としていわゆるベース・アップの関係でございまして。旅費のほうは八・九%で、一・一%の減でございまして。庁費系統は九二・一%でございまして七・九%の減、裁判費のほうは一・八・六%の増、それから營繕費のほうは大幅に減額になりまして、六一・一%の減というところに相成ります。

それが全体としての前年度の国の全予算との比較でございしますが、今度裁判所の経費を事項別に目的に従つて一応分類いたしてみますと、お手許に差出してございまして二十九年年度歳出予算額事項別調という刷り物にありまして数字に相成るわけでございます。これにも事項を上げてその各事項ごとと二十八年度と二十九年度との増減の比較が同時に上げてございまして。簡単に申し上げますと、一の裁判所の機構の維持に必要な経費、これはいわゆる經常的な人件費、經常的な庁費等でございます。これはここにありまして、人件費のベース・アップによりまして、四億八千五百ばかり増えておるわけでありまして。二番目が裁判所研修所の機構維持に必要な経費、これは司法研修所及び書記官、速記官研修所の人件費と經常的な庁費を含んでおります。これも人件費のベース・アップの関係で若干増えております。それから

第三番目は司法研修所に必要な経費、これは司法研修所をやるための庁費及び旅費系統のものでございまして、これは若干減つております。四番目は裁判所書記官研修所に必要な経費、これ

も同じく書記官研修所の研修事務に直接必要な経費と旅費系統でございまして。それから五番目が速記官養成所、これも同じく速記官の養成所に必要な費用でございまして。それから裁判所図書館に必要な経費、これは裁判所図書館事務における庁費と圖書の購入費とであります。これは前年度と同じでございまして。七番目は、檢察審査会に必要な経費、これは御承知の全國に二百三十三所置いてございまして檢察審査会關係の事業をやりますために必要な庁費、それから職員の旅費、審査員等に支払います旅費、そういうものでございまして。これは若干減つております。

八番目は家庭裁判所の整備に必要な経費、これは家庭裁判所に医務室を一方所新らしくしらえるための器具費、これに必要な消耗品の庁費等でございます。それから九番目の裁判手続の促進及び適正を図るために必要な経費、これは訴訟記録の複數化というところを目指しまして、或る印刷機によつてこれを複數化して各裁判官が一部ずつ押を持ち得るようという目的の下に或る程度、極く僅かでございますが、今年に試みに三台ばかりの印刷機の経費を入れてもらつたのであります。それから十番目の商法等民事諸法規の改正に伴う必要な経費、これは法律改正に伴ひまして法規集それからその解説書というふうなものを作成して各職長に配付する、そのための経費でございまして。それから十一番の行政事件処理に必要な経費、これは行政事件処理のために特殊な事件、例えば船舶の事件というふうなものに参考にするために船に試験をする、そういうための経費でございまして。十二番の新法令、こ

これは新法令が出ました際にその解釈、取扱の統一を図るために会同をする、裁判官その他職員会同する、その会同の旅費等でございます。それから十三番目の裁判に必要な経費、これは先ほど申し上げました事務裁判費と称しまして、裁判事務に直接必要な経費、主なものには国選弁護人に対する謝礼それから調停委員に対する日当、旅費、証人に対する日当旅費、それから裁判の臨検のための職員の出張旅費、それからその他裁判記録の作成に必要な庁費等でございます。十四番の法廷警備態勢確立に必要な経費、これは先ほど申し上げましたいわゆる法廷警備のための警備員の手当とか或いは出動旅費等でございます。それから十五番の裁判の統計に必要な経費、これは裁判資料の統計書の作成に要する費用でございます。十六番は人事行政機構の確立に必要な経費、これは各職員の採用のための試験の旅費、出張費でございます。それから十七番の情報宣伝の経費、これは裁判所にパンフレットをこしらえたり広報宣伝をするための経費でございます。十八番は裁判事務効率増進、これは裁判事務の取扱いを効率化するために事件カードをこしらえとか、或いは裁判所の判例カードをこしらえる、法令カードをこしらえる、そういうふうなものをカード化して能率増進を図る。そのカード代の印刷費とか箱代等でございます。それから十九番の裁判所の管轄に必要な経費、これは先ほど申しました裁判所庁舎の新営及び施設整備費でございます。これは二十八年度は六億五千八百万が二十九年度は二千三百六十万と大幅の削減になっております。二十番の

裁判所庁舎の器具整備に必要な経費、これは庁舎の、主として法廷、調停室等の備品の整備改善費でございます。二十一番の執行吏の補助に必要な経費、これは法律で定めております執行吏に対する補助金の経費でございます。二十二番の裁判所職員の国際会議等に出席のための経費、これは裁判所職員がそういう会議に列席するための会議旅費でございます。それから二十三番の裁判所の予備経費、これは先ほど申しました裁判所法の第八十三条に規定されております経費でございます。なお二十四番は二十八年度限りの選挙関係の費用でございますので、二十九年度は零ということになっております。

以上の合計が先ほど申しました八十六億九千七百二十五万五千円、こういうことに相成るわけでございます。簡単に申し上げますが……

○委員長(郡祐一君) 只今御説明いたしましたことについて御質疑ございませんか。

○龜田得治君 只今御説明になった事項別の十四項の法廷の警備態勢の確立に必要な経費、それからこれも最初朗読された予算説明書の七ページ、これは法廷の警備を強化する必要があるというところで六百六十七万七千円、この両方が少し金額が違いますが、この十四の中にこれが含まれるのですか、どうなんですか。御説明願います。

○説明員(岸上康夫君) 申し上げます。ちよつとこれは事項別調のほうで申し上げます。一千万六千円、これが正しいのでございまして、最初読みました刷り物にありますが六百六十七万七千円というのは下級裁判所の法廷警備関係だけ

のものでありまして、そのほかに最高裁判所のほうは実はこれは落ちたわけでございます。御訂正を申し上げます。

○龜田得治君 最初の予算説明書の七頁の六百六十七万七千円というものは地方裁判所だけであつて高裁とか最高裁なども含めたらこの事項別の十四のこれになるわけですね。

○説明員(岸上康夫君) さようでございます。

○龜田得治君 そうしたら十四の説明ですが、一千万六千円の内訳ですね。これを少し説明して頂きたい。

○説明員(岸上康夫君) 十四の内訳は事項的に申し上げますと各裁判所に通じて法廷警備員に対する警備手当、それから警察官に対する食糧費、それから警備関係の調査連絡旅費というふうな事項に分かれるのでございます。

○龜田得治君 金額は……

○説明員(岸上康夫君) 金額を申し上げますと、最高裁判所のほうの分を先に申し上げますと、警備手当が二百九十三万円、それから地方裁判所の分をいたしまして調査連絡旅費いわゆる出動旅費と申し上げますが、これが三百五十九万八千円、警察官等に対する会議費でございますが、これが二百一十一万九千円、それから警察官の維持費といったしまして八十九万円、大体こんなものでございます。

○龜田得治君 地方裁判所に対しては警備の手当はないのですか。

○説明員(岸上康夫君) これは予算の技術上最高裁判所のほうに一括して入っております、必要に応じて出すというところになっております。

○龜田得治君 その警備手当二百九十三万円、これは何人分ですか。

○説明員(岸上康夫君) この積算の基礎は一人一時間十円の特別手当というところになっておまして、延にいたしますと二十九万三千時間ということに相成るわけでありまして。

○龜田得治君 結構です。

○宮城タマヨ君 ちよつとお伺いたしますが、初めの予算の説明書の五頁のところでございますが、二の項目で裁判官、司法修習生、裁判所書記官その他の職員の人格の向上、その他のために二億八千五百六十三万九千九百円というものが計上されておられますが、これは最高裁判所にだけ計上されておるといふのは、こういうお仕事は最高だけでなさるのでございしますか。

○説明員(岸上康夫君) この二億八千五百六十三万九千九百円は、予算的には最高に入っておりますが、実施は各高等裁判所、或いは地方裁判所においても実施しておりますので、その必要に応じて必要な経費を最高のほうから配賦する、そうして実施いたしております。

○宮城タマヨ君 それからこの歳出予算額の事項別の第八のところでございますが、家庭裁判所の整備に必要な経費というところの説明によりまして、これは家庭裁判所の医務室費等ということでございますが、これは家庭事件についての新たな経費でございしますか。

○説明員(岸上康夫君) 八番の経費は仰せの通りの医務室を十カ所二十九年度で新しく新設するのための器具費と、それからそこに勤務いたします職員の手当等でございます。

○宮城タマヨ君 そうしますと、私伺いたしたい点は、少年事件につきましては鑑別所がこれは法務省関係でできてお

りますけれども、鑑別所と勿論別でございしますけれども、それは少年のほうだけで、大人のほうのために医務室をお造りになるという意味でございしますようか。

○説明員(岸上康夫君) これは少年事件のためと、家事事件のためにも利用するという趣旨でございします。

○宮城タマヨ君 そうすると、少年事件のためというところ、結局今ある鑑別所というものが役に立たない、利用がでないというお建前でございしますようか。

○説明員(岸上康夫君) これは鑑別所の分を利用するというだけでは不十分で、やはり家庭裁判所にそういう少年関係の医務室が必要だということ、これは二、三年前から、はつきり数字は覚えておりませんが、大体毎年十カ所ずつ認められて来まして、二十九年度の十カ所を入れますと、全国の家庭裁判所の本庁の中に四十カ所医務室ができると、こういうことになるわけでございします。

○宮城タマヨ君 そういたしますと、大きい立場から見ますと、今法務省でやつております鑑別所というものも大して役に立たない、今度の新しい予算は九百万幾らでございしますが、それで十カ所だということもそれ大したことではないのじやないかというように思ひますのでございしますが、そういう点は研究なさつての上のことでございます。よろしく。実際今法務省に所属しております鑑別所につきまして非常に関心がたくさんあると思つておるのでございしますけれども、みんな中途半端な

ものがほうふの煙でできるというわけにはなりませんでしょうか。

○説明員(岸上康夫君) 家庭裁判所で扱います少年事件のうちには、鑑別所のほうに行く前の、在宅事件といいますが、こういうようなものはやはり家庭裁判所の医務室で必要な調査をするということがどうしても必要だ。それからなお先ほど申しました家事事件についても必要な場合は利用したいという趣旨で、この医務室を従来も又今後運用して行く、こういう方針でございます。

○宮城タマヨ君 実はあの鑑別所というものは看板に偽りがありまして、一時収容所というふうなことになるため、家庭裁判所に新しく医務室というものが必要になったのではないかと思います。今緊縮財政の折柄どこにでも中途半端なものをやるよりも、もつと鑑別所を強化して充実するということが国家財政から言つたら得ではないかと考えるのでございしますが、一体その点の研究や、法務省あたりとよくお打合せはございました上でございしましょうか。その点お伺いします。

○説明員(岸上康夫君) お尋ねの点は実は私のほうの家庭局で法務省等との連絡等を所管しておりますので、詳しい事情は私今存じていない点もございします。その点は家庭局のほうに更に質しまして適当な方法で申上げたいと存じます。

○宮城タマヨ君 それからその次は十九でございしますが、裁判所の営繕に必要な経費のところでございますが、これは今年度におきましては地方裁判所から家庭裁判所を独立するというお見

込のところは何カ所ございしましょうか。

○説明員(岸上康夫君) 二十九年度の営繕費の二億三千万円という分では新規の事業にかかるといふところは一つもないわけですが。現在二十八年度から着工いたしております工事の継続分だけでございします。ですから新しく家庭裁判所で新規にやり始めるという費用は含まれていないわけでありまして。

○宮城タマヨ君 それから最後に二十四のところでございますが、これは衆参両院の選挙に伴いますところの経費でございますが、これは前年度限りできれいに打切られて、ちつとも予算が計上されておられませんというものは、これはどういふわけなんでしょうか。

○説明員(岸上康夫君) これは二十九年度は只今のところ選挙関係が予定ができませんのでゼロになつておるわけでございます。若し実際にそういうことがございしましたら、これに必要な経費は大蔵省と折衝いたしまして適当な方法で認めてくれるわけでございます。又従来の例から言つても、予備経費等から支出を認められることと予想しておる次第でございます。

○宮城タマヨ君 よろしうございします。

○委員長(都祐一君) 今宮城委員に對するお答えの中にありました営繕費で、そうすると非常に圧縮された営繕費で執行されるとすれば、繰延、年次計画の変更等が当然起ると思ひますが、それらについて現に裁判所側で、構想、計画をお持ちでございますか。

○説明員(岸上康夫君) この二十九年度の予算で今のところ実施計画を研究

中でございしますが、大体において現在施行しております個所の継続をやりました。そのうちの一部分が二十九年度で完成する、一部は完成の年次を更に三十年度に延ばさざるを得ない、そういう状況でございます。

○委員長(都祐一君) それでは本委員会に請願陳情等が、大分新築、新営等がありまして、それについて政府側から預いておる報告ですと、希望に副うよう考慮したいというのが大部分なんです。が、やや副い得ない部分が起つて来ると思ひますから、それについての計画等が立てられたときには、適当な時期に本委員会に御報告をお願いしたいと思います。

○羽仁五郎君 これは前からたび／＼問題になつたことであるのですが、この際この二十九年度の予算に關係して伺つておきたいと思ひますが、最高裁判所の裁判官とか、或いはそのほかの裁判官の研究費の問題というものは、今裁判所ではどういふふうにお考えになつておられますか。

○説明員(岸上康夫君) これにつきましては、かなり前から内部におきましてもそういうものを是非つけたという議論がございまして、いろ／＼研究いたしておるわけでございます。現在なお研究中と申しますか、そういうものができればいいんだというところは勿論考へておりますのですが、一般の情勢その他を考慮いたしまして、その実施の時期方法等について目下研究中でございます。

○羽仁五郎君 その財政上のいろ／＼な事情ということもありますけれども、併しやはり裁判所、殊に最高裁判所は、紛争について国民がより頼む最

後の場所ですし、そこで行われる裁判が直接に、そして又そこで責任を負つておられる最高裁判官の方々の教養と云ふ点については、その他のいろ／＼な事情に優先して考へられて欲しいように思ひます。それで折角現在我々が民主的な裁判制度を持ち、最高裁判所が昔とは違つてかなり高いレベルを發揮することが期待されておる中で、裁判官の研究が滞りなく満足にお考へになれるように行われることが私は必要だと思ひますので、毎年予算をお出しになるたびにこれを伺うのですが、いつも研究中ですが、一つ研究の結果を実施せられるように希望したいので

それから第二に伺ひたいのは、この裁判所図書館に必要な経費ですが、これはどういふ裁判所を指すのですか。全国の裁判所、最高裁判所そのほかどういふものなんでしょうか。

○説明員(岸上康夫君) これは国会図書館の支部として最高裁判所に附置されておると申しますか、最高裁判所にございします図書館だけの分でございます。

○羽仁五郎君 高等裁判所や地方裁判所には図書館というものはないのでした。所には図書館というものはないのでした。

○説明員(岸上康夫君) 図書館という制度的なものは設けておりません。ですが、勿論図書館の程度のもものは、大體の高等裁判所、まあ地方裁判所も大體には設けております。勿論内容の整備の程度はございしますが、毎年或る程度の図書費を割きまして、必要と思はれる分は僅かでございますが逐次整備しつつあると、こういう状況でございます。

○羽仁五郎君 その予算は……。

○説明員(岸上康夫君) 今の図書館の点は、図書館入費といたしまして二十九年度に計上されておりますのは、高等裁判所の分といたしまして百七十五万五千円、それから地方裁判所の分といたしまして二千三百九万一千円、それから家庭裁判所の分といたしまして一千百五十万五千円、こういう金額が計上されております。

○羽仁五郎君 地方裁判所というのは幾つですか。

○説明員(岸上康夫君) 本庁といたしまして四十九カ所、支部が全部で二百三十五、その他に独立の簡易裁判所が五百六十八カ所、それだけを賭う分として地方裁判所に計上されておるのであります。

○羽仁五郎君 その点も、その程度のもので裁判の權威が保持せられるというところであれば大変有難いのですが、今御説明のように、地方裁判所から簡易裁判所まで入れれば数百の裁判所、二千万程度の図書費であると、一カ所ではほんの我々個人の図書費というものと比較しなければならぬやうなものになつてしまふのではないかと。そうすると、最近のように社会が非常な勢いで動いておる時代に、裁判をなさる方は、それによつて十分の知識を得られ、教養を持たれて、国民の納得するやうな裁判ができないのではないかと云ふことを非常に恐れる。それで、ここへお示し下すつた二十九年度の歳出予算額事項別調というもので、先ほど亀田委員からもお尋ねがありました。これは理論的に相対応するもので、納得すれば疑がないし、警備する必要も

ない。納得しないから騒ぐ、騒ぐから警備が必要になるということでは、これは実際の予算の使い方としては、裁判官のレベルが上り、裁判が納得され、警備の必要がないという方向に行くべきものだろうと思うのです。警備についての費用が比較的多く、図書などの教養に関する費用が比較的少ないというのは、裁判所の運営の高いレベルにおいて問題があるのではないかと思いますが、その点について今御説明願えるか、或いは又次の機会に伺つてもよろしいと思いますが、どうでしょうか。

○説明員(岸上康夫君) 只今の点は誠に御尤もでございまして、私どももいたしまして、図書の購入取得ということは、裁判所で一番大事なことのひとつだということで、従来予算の折衝の際にもその点を強調いたしておるわけでございます。ただ、いろいろ結果におきましては、庁費節約というようにことから、なか／＼こちらの思うように予算の計上ができにくい点は残念に思う次第であります。大体本庁等にはできるだけ整備し、更に順次支部簡易裁判所のほうも整備して行きたいということ、まあ乏しいながらも、少しずつやりつつあるというのが現状でございます。これで決して十分だというふうに私どもも考えているわけではございません。

○羽仁五郎君 只今の御説明で原則的には満足するものなんです。が、今の御説明のような趣旨が実現せられることが実際に非常に必要です。まず、国民の進歩するほうのスピードが早く、裁判官の進歩されるスピードのほうが遅くなつてしまつと、由々しい問題が生じますし、最近では随分若い青

年でも、なか／＼い／＼な本を読んでおりますし、そういう人々が法に触れる疑いを生じた場合に、裁判官が本に納得されるような裁判を行うためには、只今の問題は、どうかアカデミツクな問題でなく、現実の問題として、来年度あたりには十分の覚悟を持つて予算を実現するようにして頂きたいと思つた。これは余談ですけれども、この間は旅行のときに、急行列車の展望車のライブラリーで、ほんの十五冊くらいしか本はなかつたのですが、私はよくあれを見ていると、その中にアラゴンのレ・コミニストが入つておつた。一等の展望車に乗られるかたからアラゴンのレ・コミニストを読みたいという要求があつたのか、それとも鉄道の図書を購入するかたがなか／＼高いレベルであつたのか、なかなか／＼図書です。展望車に乗るかたが／＼有難いことだと思つたことはなか／＼あります。

○説明員(岸上康夫君) 只今の点は、司法研修所のほうに連絡いたしまして、適当な方法で御連絡申上げてできる限りのことをいたしたいと思つた。それでは委員の皆さんの参考になる書類がございました。書類をよこされ、それによつて或いは適当な説明をする人間が出席されるように、私のほうでも要求いたしますが、用意をしておいて下さい。

○中山福蔵君 ちよつと羽仁委員のお説に關連してお尋ねしたいと思つた。が、全くお互いの知識の向上というものが、これはまあ国民全般に対して要求せられるところでございますが、何分にも耐乏生活とか、予算の削減とかというところに大きな問題が横たわつておるのですから、一々購入するということもなか／＼至難だと思つた。併し私は、一々裁判所当局が今日の時勢に鑑みて、各国の裁判所と連絡をとつて、画期的な判例を下すとか、或いは特殊な犯罪に対する判例とかいうようなものを無償で相互に供給し合うというところを、これは外務省を通じておやりになるということが、国際連合とかい／＼な制度が設けられた今日においては当然至当な、私は人類全般の向上の上から、これはお互いに交渉さえすればできるものと思つた。そういう問題に關する文獻というものが、ですね。そういうことはお考えになつて交渉しておられるのでしょうか。又、そういう事例があるのでしょうか。どうかそういう点をこの際おつしやつて頂きたいと思つた。そういうこと

は一切着手しておられないのですか。○説明員(岸上康夫君) 私その關係は主管ではないので、詳しく存じないのは残念であります。聞きまゝのところによりまして、たしかこちらのほうから最高の判例集等を贈つて、あちらからそれに対応するものを若干贈つて頂いておるというふうに聞いております。が、感じでは、まだ極く僅か程度しかできていないのではないかと、こういうふうには考えます。一部はやつておるようであります。

○中山福蔵君 突は私カルカッタに参りましたときに、パール判事のお宅に伺ひまして、極東軍事裁判の判例を見てもらつたのです。あの人の書いたものを、日本語で書いてあるのを見せてもらひましたが、非常に立派な判決だと思つて歸つたのですが、こういうことはやはり時勢に目覺めるといふことが、最高裁判所においても必要じやないかと思つた。単に日本の風俗、慣習、或いは特殊な犯罪に基いて国民の承服するような判決を下されるというところは、これは必要でありましようけれども、次第に外国は、日本の常識の普通文になつていゝと同じように、外国のすべての特殊事情というものは、日本人の思想の中に流れ込んでおるのですから、やはり各国の事情を判例その他の文獻によつて裁判なさる方はお知りになるということが絶対に私は時代の要求だと考えております。こういうことは、国際連合でも通じられて、最高裁判所においては早速にそういう手を打たれるといふことは、これは本当に日本の貧弱な財政の上から私は必要だと思つた。又そういう人類全般の幸福に關するところの判例

でして頂くようなことができますでしょうか。○説明員(岸上康夫君) 只今の点は、司法研修所のほうに連絡いたしまして、適当な方法で御連絡申上げてできる限りのことをいたしたいと思つた。それでは委員の皆さんの参考になる書類がございました。書類をよこされ、それによつて或いは適当な説明をする人間が出席されるように、私のほうでも要求いたしますが、用意をしておいて下さい。

○委員(都祐一君) ちよつと連記をとめて下さい。○委員(都祐一君) 連記を始めて。只今から戦犯者の釈放及び減刑に關する件につきまして土田君から説明を聴取することにいたしますが、この説明並びに懇談の内容は、連記はいたしますが、これを発表はいたさないと存じますが、以下の分はいたしたいと存じますが、それで御異議ありませんか。

○委員(都祐一君) 以上を以ちまして秘密会を終ります。なお秘密会開会前にもちよつと申上げましたが、只今の秘密会の記録につきましては国会法第六十三條及び本院規則第六十一條によりまして、特に秘密を要するものとしたし、會議録には掲載いたさないことと決定いたしました。御異議ございませんか。

○委員(都祐一君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。本日はこれを以て散會いたします。午後四時三十一分散會

○委員(都祐一君) 以上を以ちまして秘密会を終ります。なお秘密会開会前にもちよつと申上げましたが、只今の秘密会の記録につきましては国会法第六十三條及び本院規則第六十一條によりまして、特に秘密を要するものとしたし、會議録には掲載いたさないことと決定いたしました。御異議ございませんか。

○委員(都祐一君) 以上を以ちまして秘密会を終ります。なお秘密会開会前にもちよつと申上げましたが、只今の秘密会の記録につきましては国会法第六十三條及び本院規則第六十一條によりまして、特に秘密を要するものとしたし、會議録には掲載いたさないことと決定いたしました。御異議ございませんか。

○委員(都祐一君) 以上を以ちまして秘密会を終ります。なお秘密会開会前にもちよつと申上げましたが、只今の秘密会の記録につきましては国会法第六十三條及び本院規則第六十一條によりまして、特に秘密を要するものとしたし、會議録には掲載いたさないことと決定いたしました。御異議ございませんか。

警厚狭東地区警察署および同西地区警察署の三箇所に代用監獄を設置してこの難関を切り抜けている有様でありかつ建造物もすでに老朽の域に達しているから、山口拘置所船木支所を拡張せられたいとの請願。

第二九六号 昭和二十八年十二月二十一日受理

秋田県鷹巣町に簡易裁判所設置の請願
請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町 長 成田喜八外一名

紹介議員 長谷山行蔵君

秋田県鷹巣町は、北秋田郡の中央に位置し、地方事務所、国家鷹巣地区警察署等の各官公署を有して本郡における重要な位置を占めているが、新憲法の施行以来民事上における調停裁判の度数が多くなりこれら関係人の大館市に出頭する不便はきわめて大きく、加えて本町は都市計画火災復興指定町となり土地整理事業を施行している関係上、借地借家に関する諸問題が増加しつつあつて簡易裁判所設置の要望は大なるものがあるから、本町に簡易裁判所を設置せられたいとの請願。

第二九七号 昭和二十八年十二月二十一日受理

秋田県鷹巣町に検察庁設置の請願
請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町 長 成田喜八外一名

紹介議員 長谷山行蔵君

秋田県鷹巣町は、佐賀県以上の面積を有する北秋田郡の中央に位置し、地方事務所その他各官公署等あり、かつ国鉄阿仁合線の起点として阿仁郡の関門に当り、交通上からもまた各種集会場所としても全郡を連けける重要な位置を占めている。さらに本町は昭和二十

五年六月一日火災によつて都市計画指定町となり、火災復興土地整理事業を施行中であるため、多数労働者が入町し思わしくない事件のひん発する傾向は日に増加する現状であるから、本町に検察庁を設置せられたいとの請願。

第三二五号 昭和二十八年十二月二十三日受理

北海道旭川地方方法務局羽幌出張所庁舎改築に関する請願
請願者 北海道苫前郡羽幌町 長 渡部賢次郎外一名

紹介議員 堀 末治君

北海道旭川地方方法務局羽幌出張所庁舎は、大正十二年移転改築した木造平屋建三十七坪で、しかもその大部分は旧庁舎の材料を使用して完成したものであるため、近時その腐朽度が高はなはだしく、降雨時には執務にさへ支障をきたす実情にあるから、すみやかに改築せられたいとの請願。

第三四九号 昭和二十八年十二月二十五日受理

岡山県湯野村に岡山地方方法務局出張所設置の請願
請願者 岡山県川上郡湯野村 長 田村富一外五名

紹介議員 加藤 武徳君

岡山地方方法務局出張所は、川上郡吹屋町、湯野村、平川村、宇治村、中村大字布寄を管轄しているが、現所在地は平川村中央部から五里、湯野村中央部から四里、両村の最遠距離からは五里ないし六里であるため登記出願には中途に一泊するという不便があり、ことに山上に位置しているため二十町の坂路を登る状態であるから、岡山地

方法務局出張所を川上郡北部の要衝地湯野村大字東油野宇田原に新設せられたいとの請願。

第五〇号 昭和二十八年十二月二十一日受理

戦犯者の釈放等に関する陳情
陳情者 愛媛県松山市宣町二ノ八 九社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会内 久松定武

平和条約発効後既に一年を経過しているが、いまだに戦犯者全釈放ならびに在外抑留同胞完全救出等国民的悲願である幾多の重大問題が未解決の状態にあることは遺憾の極みであるから、世界平和と正義人道を擁護する上に欠くことのできない緊要なることに想をもつて本問題完全解決のため万全の措置を講ぜられたいとの陳情。

第八〇号 昭和二十八年十二月二十四日受理

岡山県湯野村に岡山地方方法務局出張所設置の陳情
陳情者 岡山県川上郡湯野村 長 田村富一外五名

岡山地方方法務局出張所は、川上郡吹屋町、湯野村、平川村、宇治村、中村大字布寄を管轄しているが、現所在地は平川村中央部から四里、両村の最遠距離からは五里ないし六里であるため登記出願には中途に一泊するという不便があり、ことに山上に位置しているため二十町の坂路を登る状態であるから、岡山地方方法務局出張所を川上郡北部の要衝地湯野村大字東油野宇田原に新設せられたいとの陳情。

第一〇六号 昭和二十九年一月十二日受理

保護官庁機構縮小反対に関する陳情
(二通)
陳情者 香川県高松市中野町香川 県保護司連盟会内 国東 照吉外二名

保護官庁機構の縮小によつて国費を節約していること四十億の多きに及んで現行に鑑み、刑の執行猶予者全部に対する保護観察が実施されようとしているとき保護司制度ならびに保護観察等保護官庁機構はむしろ充実されたいとの陳情。

第一一一号 昭和二十九年一月十三日受理

戦犯者の釈放等促進に関する陳情
陳情者 愛知県庁内愛知県町村議会 会議長会内 伊東豊太郎

終戦後八年有余を経過する今日、いままなお東郷の獄中に戦犯者として拘禁され、またソ連には幾多の同胞が苦悩の目を送りつつあることは、まことに同情に堪えないものがあるから、すみやかに戦犯者の赦免ならびにソ連残留同胞の引揚げを実現せられたいとの陳情。

二月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、岡山県湯野村に岡山地方方法務局出張所設置の請願(第五三八号)

一、外国人登録事務費に関する請願(第五八一号)

一、台湾省人戦犯者の釈放促進に関する陳情(第一八二号)
一、高知地方方法務局榑原出張所存置に関する陳情(第一九一号)
一、津地方方法務局榑原出張所存置に関する陳情(第二〇五号)

第五三八号 昭和二十九年一月十八日受理

岡山県湯野村に岡山地方方法務局出張所設置の請願
請願者 岡山県川上郡平川村 長 武並陽一外五名

紹介議員 島村 軍次君

岡山地方方法務局出張所は、川上郡吹屋町、湯野村、平川村、宇治村、中村大字布寄を管轄しているが、現所在地は平川村中央部から五里、湯野村中央部から四里、両村の最遠距離からは五里ないし六里であるため登記出願には中途に一泊するという不便があり、ことに山上に設置しているため二十町の坂路を登る状態であるから、岡山地方方法務局出張所を川上郡北部の要衝地湯野村大字東油野宇田原に新設せられたいとの請願。

第五八一号 昭和二十九年一月二十日受理

外国人登録事務費に関する請願
請願者 岐阜県大垣市議会議 長 上田松治郎

紹介議員 古池 信三君

外国人登録事務は、国際的な問題を含み取扱いの市町村はいずれも非常に困難しており、かつ多数外国人の居住している市においてはこの関係事務の処理については相当の要員を必要とし、これが経費についても年間多額の費用を要しているにもかかわらず、現在僅少な事務費のみ交付を受け人員費その他事務費はほとんど市費負担となつてゐる実情であるから、このような絶然たる国家事務は国家にて取扱われるように移管するか、あるいは人件費およ

び事務費を全額国庫負担とせられたいとの請願。

第一八二号 昭和二十九年一月二十一日受理
台湾省人職犯者の釈放促進に関する陳情
陳情者 東京都中央区銀座七の三 財団法人台湾協会
長 藤山愛一郎

各級職犯者の全面的早期釈放は祈つてやまぬところであるが、特に台湾出身者の釈放促進については、皇民化の強い支配下におかれた事実ならびに将来の日台関係の重要性にかんがみ、政府において積極的に考慮せられたいとの陳情。

第一九一号 昭和二十九年一月二十二日受理
高知地方法務局藤原出張所存置に関する陳情
陳情者 高知県高岡郡藤原村長 崎村義郎

高知県藤原村は、日本屈指の面積を有する山村であつて、法務局出張所から各部落人家までは最遠距離八里半に及び現在でも登記のため村民は宿泊を要する状態で、若し当村の法務局出張所が廃止されるようなこととなれば村民の不利不便はかり知れないものがあるから、藤原出張所は存置せられたいとの陳情。

第二〇五号 昭和二十九年一月二十三日受理
津地方法務局萩原出張所存置に関する陳情
陳情者 三重県多気郡三瀬谷町 長 前納修三外三名

行政改革に伴い、津地方法務局萩原出張所が廃止される由であるが、本出張所は、三瀬谷町、萩原村、領内村、大杉谷村の東西奥に十五里南北二里余に及ぶ山岳重畳景下なまなへき地を管轄区域としており、既往の取扱件数の多少を基礎として廃止するならば当地方一般民衆のこうむる有形無形の損失はじん大であるから、本出張所を存置せられたいとの陳情。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

附則に次の二項を加える。
11 第九項の規定により改定された恩給及び昭和二十六年十月一日から昭和二十七年十月三十一日までに給与事由の生じた執行吏の恩給については、昭和二十八年十月分以降、その年額を十萬八千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

12 第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
二月十日本委員会に左の事件を付託された。
一、保護観察制度の強化に関する請願(第六九六号)
一、大分地方法務局長洲出張所存置に関する請願(第七一四号)
一、新潟地方法務局松代出張所存置に関する請願(第七五七号)
一、鹿児島市に福岡高等裁判所支部等設置の請願(第九一二号)
一、亮春禁止法制定に関する請願(第九六九号)
一、山口地方法務局奈古出張所存置に関する陳情(第二三七号)

第六九六号 昭和二十九年一月二十六日受理
保護観察制度の強化に関する請願
請願者 香川県高松市内町高松地区保護司会内 北村 正巳
紹介議員 赤松 常子君

行政機構改革に伴い保護司制度ならびに保護観察等保護官の機構縮小が伝えられるが、保護観察制度は犯罪者を更生させるためにその罪質及び性格環境等に照しできる限り刑の執行を避けて一般社会の中に生活させながら改過遷善を図る刑事政策的見地から創設されたもので、今後さらに刑の執行猶予者全部に対する保護観察が実施されようとするとき本機構の縮小には反対であるから、むしろ本機構の充実を図りたいとの請願。

第七一四号 昭和二十九年一月二十六日受理
大分地方法務局長洲出張所存置に関する請願
請願者 大分県宇佐郡長洲町長 高橋常市外五名
紹介議員 永岡 光治君 三橋八次郎君

大分地方法務局長洲出張所は、長洲町、柳浦町、和間村、三箇町村を管内とし、その事件取扱件数も年々増加しつつあるとき本出張所を廃止して四日市法務局出張所に包含される場合は、住民の交通費の増大等の利害に重大なる影響を与えることとなるから、将来町村合併の際においても長洲町は柳浦町、和間村の中間に位置し両者の利便に大なるものがあるから、本出張所を存置せられたいとの請願。

第七五七号 昭和二十九年一月二十六日受理
新潟地方法務局松代出張所存置に関する請願
請願者 新潟県東頸城郡松代村 長 柳宗一郎外十名
紹介議員 北村 一男君

今回の行政機構改革に当つては、廃止により支障をきたさぬ地域或は事務取り扱い件数が比較的僅少で閑散な個所の官庁事務及び人員の整理を行うとのことであるが、新潟県松代村は、東頸城郡の東部に位置し、本郡中最もへき遠の地にあり、特に冬季は十一月下旬から五月までの六箇月余りも雪に埋まり交通が絶するといふ状態にあるため、本村にある新潟地方法務局松代出張所が廃止されるときは、同地方民は全く利用することができず、登記事務

にも少なからず支障をきたすことは明らかであるから、本村にある同法務局出張所は存置せられたいとの請願。
第九一二号 昭和二十九年一月二十九日受理
鹿児島市に福岡高等裁判所支部等設置の請願
請願者 鹿児島県知事 重成格
紹介議員 西郷吉之助君
福岡高等裁判所、同高等検察庁の支部設置に当り、鹿児島県が地理的条件及び事件数等からして法務管轄上最適地とされてきたにもかかわらず、本県が未だその職災地であつたために設置されなかつたが奄美大島の日本復帰も実現して、鹿児島地方裁判所の管轄も鹿児島から南へ海上二百数十海里も延長されたのであるから、鹿児島市に福岡高等裁判所並びに同高等検察庁支部を設置せられたいとの請願。

第九六九号 昭和二十九年二月一日受理
亮春禁止法制定に関する請願
請願者 静岡市追手町二四九 河野辺静外二十六名
紹介議員 宮城タマヨ君
亮春問題についてはかねてより亮春処罰法制定の必要が強く叫ばれずして一都十県二十九市六町四村においては亮春取締条例による法的措置を講じているが、これらの法令のみでは収拾することのできなない段階にあるから、亮春禁止法の制定を促進せられたいとの請願。

第二三七号 昭和二十九年一月二十九日受理

山口地方方法務局奈古出張所存置に関する陳情

陳情者 山口県阿武郡奈古町長 小野博盛外七名

聞くところによると、今回政府の行政整理方針により山口地方方法務局奈古出張所が廃止の対象となるよしであるが、該出張所は管内の中間に位し、地理的時間的にすこぶる便益を得ているばかりでなく、近時農地の交換分合等が行われその利用度も増加の一途をたどっている状況でこれを廃止することは民意にそむき実情に反するものであるから、該出張所は現在そのまま存置せられたいとの陳情。

二月十一日本委員会に左の事件を付託された。

交通事件即決裁判手続法案

交通事件即決裁判手続法案

交通事件即決裁判手続法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、交通に関する刑事事件の迅速適正な処理を図るため、その即決裁判に関する手続を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「交通に関する刑事事件」とは、道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)又はこれに基づく命令に違反する罪にあたる事件をいう。

(即決裁判)

第三条 簡易裁判所は、交通に関する刑事事件について檢察官の請求により、公判前、即決裁判で、五万円以下の罰金又は科料を科することができ、この場合には、刑の執行を猶予し、没収を科し、その

他附随の処分をすることができ

る。

2 即決裁判は、即決裁判手続によることについて、被告人に異議があるときは、することができない。

(即決裁判の請求)

第四条 即決裁判の請求は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)による公訴の提起と同時に、書面で行わなければならない。

2 檢察官は、即決裁判の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、即決裁判手続を理解させるために必要な事項を説明し、刑事訴訟法の定める手続に従い裁判を受けることができる旨を告げた上、即決裁判手続によることについて異議がないかどうかを確かめなければならない。

(書類等の差出)

第五条 檢察官は、即決裁判の請求と同時に、即決裁判をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。

(通常の審判)

第六条 裁判所は、即決裁判の請求があつた場合において、その事件が即決裁判をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、刑事訴訟法の定める通常の規定に従い、審判しなければならない。

(裁判所の規定)

2 裁判所は、前項の規定により通常の規定に従い審判するときは、直ちに、檢察官にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の場合には、刑事訴訟法第二百七十一条及び第二百七十二條の規定の適用があるものとする。但し、同法第二百七十一条第二項に定める期間は、前項の通知のあつた日から二箇月とする。

(審判)

第七条 即決裁判の請求があつたときは、裁判所は、前条第一項の場合を除き、即日期日を開いて審判するものとする。

(開廷)

第八条 即決裁判期日における取調及び裁判の宣告は、公開の法廷で行う。

2 法廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席して開く。

3 檢察官は、法廷に出席することができ、

(被告人及び弁護人の出頭)

第九条 被告人が期日に出席しないときは、開廷することができない。

2 被告人が法人であるときは、代理人を出頭させることができる。

3 弁護人は、期日に出席することができ、

(期日における取調)

第十条 期日においては、裁判長は、まず、被告人に対し、被告事件の要旨及び自己の意思に反して供述する必要がある旨を告げなければならない。

(前項の手続が終了後、裁判長は、被告人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。)

3 裁判所は、必要と認めるときは、適当と認める方法により被告人又は参考人の陳述を聴き、書類及び証拠物を取り調べ、その他事実の取調をすることができ、

4 檢察官及び弁護人は、意見を述べることができ、

(証憑)

第十一条 即決裁判手続においては、被告人の憲法上の権利を侵さない限り、檢察官が差し出した書類及び証拠物並びに期日において取調をしたすべての資料に基づいて、裁判することができ、

(裁判の宣告)

第十二条 即決裁判の宣告をする場合には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附随の処分並びに宣告があつた日から十四日以内に刑事訴訟法の定める通常の規定による審判(以下「正式裁判」という。)の請求ができる旨を告げなければならない。

2 即決裁判の宣告をしたときは、その内容を記録に明らかにしておかなければならない。

(正式裁判の請求)

第十三条 即決裁判の宣告があつたときは、被告人又は檢察官は、その宣告があつた日から十四日以内に、正式裁判の請求をすることができる。

2 正式裁判の請求は、即決裁判をした裁判所に、書面で行なければならない。

3 正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、すみやかに、その旨を檢察官又は被告人に通知しなければならない。

4 刑事訴訟法第四百六十六条から第四百六十八条までの規定は、正

式裁判の請求又はその取下について準用する。この場合において、同法第四百六十八条第三項中「略式命令」とあるのは、「即決裁判」と読み替えるものとする。

(即決裁判の効力)

第十四条 即決裁判は、正式裁判の請求による判決があつたときは、その効力を失う。

2 即決裁判は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

(仮納付)

第十五条 裁判所は、即決裁判の宣告をする場合において相当と認めるときは、附随の処分として、被告人に対し、仮に罰金又は科料に相当する金額を納付すべきことを命ずることができ、

2 前項の仮納付の裁判は、直ちに執行することができる。但し、正式裁判の請求があつたときは、この限りでない。

3 刑事訴訟法第四百九十条、第四百九十三条及び第四百九十四条の規定は、第一項の仮納付の裁判の執行について準用する。この場合において、同法第四百九十三条中「第一審」とあるのは、「即決裁判手続」と、「第二審」とあるのは、「第一審又は第二審」と読み替えるものとする。

(裁判官の除斥)

第十六条 裁判官は、事件について前に即決裁判をしたときは、職務の執行から除斥される。

(刑事訴訟法との関係)

第十七条 交通に関する刑事事件の即決裁判手続については、この法律に特別の規定があるものの外、その性質に反しない限り、刑事訴訟法による。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

2 道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

第二十三条の三 当該警察官又は警察吏員は、自動車の運転者又は原動機付自転車の運転者がこの法律又はこの法律に基く命令の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、運転免許証又は運転許可証の任意の提出を求め、これを保管することができ、この場合には、保管証を交付しなければならない。

2 前項の保管証は、第九条第三項、第九条の二第三項及び前条第二項の規定の適用については、これを運転免許証又は運転許可証とみなす。

3 第一項の規定によつて保管した運転免許証又は運転許可証は、その提出者が、当該警察官又は警察吏員の指定した日時及び場所に出頭したときは、これを返還しなければならない。

4 前項の日時が経過した後、当該運転免許証又は運転許可証の提出者は、いつでも、その返還を請求することができる。

5 当該警察官又は警察吏員は、第一項の規定により運転免許証又は運転許可証の提出を求める場合には、出頭の日時及び場所を告げ、且つ、前三項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

昭和二十九年二月十九日印刷

昭和二十九年二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局